

日本 E I L 65 周年記念事業
「南相馬市 高校生交換留学奨学金」募集要項

1. 目的

公益社団法人 日本国際生活体験協会（E I L）は、設立 65 周年を記念し、福島県南相馬市の高校生の留学支援事業を行う。

本事業では、100 万円の奨学金を、返還義務のない給付型で支給することで、南相馬市内の高校生が広く海外に視野を向け、将来的にグローバルに活躍する人材となるのを支援する。そしてそれを通じて、社会の発展に寄与することを目的とする。

当該事業を理解し、留学を希望するものを次の通り募集する。

2. 主催

公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL Japan、以下、「EIL」という）

3. 留学先

2019 年度「E I L 高校生交換留学プログラム」で募集している派遣国

4. 留学の派遣期間、募集人数

派遣期間	留学開始時期	募集人数
1 学年間 (約 10 か月)	2019 年夏	1 名

5. 応募資格

以下の①～⑥のすべてに該当する者。

- ① 2001 年（平成 13 年）4 月 2 日～2004 年（平成 16 年）4 月 1 日に生まれた、受験時に福島県南相馬市内に在住する、中学 3 年生～高校 2 年生
- ② 留学先への渡航までの期間、福島県南相馬市内に在住していること
- ③ 高校生交換留学を強く希望する者
- ④ 学業優秀且つ品行方正であること
- ⑤ 就学状況及び生活状況について適時報告できること
- ⑥ 心身ともに健康であること

6. 応募書類

出願書類		留意事項
①	願書	EIL 高校生交換留学プログラム 2019 年度募集パンフレット 26 ページの願書様式を使用し、必ず写真を添付すること
②	中学校成績証明書または 通知表のコピー	中学 1 年から 3 年まで、それぞれの学年末の成績がわかるもの
③	高校成績証明書または通 知表のコピー	最新学期の成績までが記載されているもの
④	学校の先生からの推薦書	EIL 高校生交換留学プログラム 2019 年度募集パンフレット 28 ページの様式を使用し、在籍校の先生へ記入依頼をすること
⑤	課題作文 (様式なし 原稿用紙)	タイトル「自分が本奨学金生にふさわしいと思う理由」 下記①②に言及した上で、800 字以上で執筆すること。 ① 留学に向けたこれまでの取り組み ② この留学体験を将来どのように活かしたいか 指定様式はないが、原稿用紙を使用すること。

※応募書類は返却しない。

7. 募集期間

平成 30 年 12 月 1 日 (火) ~ 平成 31 年 1 月 11 日 (金) まで

※郵送のみ受け付け。書類は平成 31 年 1 月 11 日 (金) までに必着のこと。

8. 願書提出・問い合わせ先

公益社団法人 日本国際生活体験協会 (EIL)

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-5-12

TEL : 03-5805-3451 FAX:03-5805-3452

e-mail : ayp2019@eiljapan.org

9. 選考試験

(1) 第 1 次選考試験：書類審査

提出された書類一式を以て第 1 次選考を実施するものとする。

(2) 第 2 次選考試験：筆記試験・親子面接

試 験 月 日	平成 31 年 1 月 20 日 (日) 予定
試 験 会 場	南相馬市内
試 験 科 目	・筆記試験 (ELTiS) ・親子面接試験
合 格 発 表	平成 31 年 1 月末 (予定)

* 詳細は 1 次選考通過者に郵送にて通知する。

10. 結果の通知

- (1) 第1次選考試験および第2次選考試験の結果は、文書にて本人へ通知する。
- (2) 選考の経過及び決定の理由については公表しない。

11. 留学内定者の決定

- (1) 第1次選考試験及び第2次選考試験の合格者を留学内定者とする。
- (2) 書類に虚偽が発見された場合及び本事業の留学内定者としてふさわしくないと判断される行為があった等の場合は、決定後であってもこれを取り消すことがある。

12. 留学費用の助成

留学内定者に対して、プログラム参加費用100万円を留学助成金として給付する。

プログラム参加費用と給付金と差額および、プログラム参加費用に含まれないものについては自己負担となるため、2019年度「EIL 高校生交換留学プログラム」募集パンフレットにて内容を確認すること。

13. 留学生の義務について

- (1) 留学生生活状況報告を提出すること。留学先で懲戒処分を受けた場合、もしくは休学・長期欠席により学業継続の見込みがなくなった際には速やかに報告すること。
- (2) 留学先では派遣先国の法律や社会のルールを遵守し、学業に専念すること。
- (3) 帰国後30日以内に、留学報告書及び成績証明書またはそれに代わる書類をEILに提出すること。帰国後の住所が留学前と異なる場合には、その変更についても報告する義務がある。
- (4) 帰国後、成果報告会への参加、事業周知及び後輩指導への協力義務がある。

14. 留学生の派遣中止について

留学生在が下記の事項に該当した場合には、派遣を中止することがある。

- (1) 応募資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 出願書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 留学目的達成の見込みがないと判断されたとき。
- (4) 留学生たるにふさわしくない行為があったとき。
- (5) 留学助成契約書に違反する行為があったとき。
- (6) その他、上記以外の事情によりEILにおいて、派遣の中止が適当と判断したとき。

15. 申請書等に記載された個人情報の利用について

- (1) EILが本事業に関して取得する個人情報は、本事業に関する業務に限定して使用するものとする。また、当協会においては、留学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期す。
- (2) 申請書に記載された連絡先に、本事業についての連絡をすることがある。

16. 募集説明会について

日時：2018年12月16日（日）10:00～12:00

会場：南相馬市民情報交流センター 中会議室